

2017年2月6日

大阪教務所長 宮浦一郎様

大阪教区教化体制策定委員会

委員長 山口知



「大阪教区教化体制策定委員会」(最終報告書)

「大阪教区教化体制策定委員会」は、2014年3月3日付で「大阪教区教化体制見直しのための審議会」から提出された「答申」を受け、2014年4月15日に発足した。委員会では、「答申」としてまとめられ提示された基本方針を尊重しつつ、「答申」の具体化を主たる業務とし、これまで、大阪教区内の23ヶ組に出向いての「意見交換会」における「聞き取り」を、また現行の教区教化活動を担う諸機関との11回の懇談会の機会を設け、繰り返し大阪教区の方々からの「教区教化に対する声」の集約に努めてきた。この間の経緯については、「答申」の概要を示した『策定委員会だより』(準備号)をはじめとする『策定ホットライン』(第1号～第5号)において、可能な限り即時的に大阪教区の方々への伝播を図った。委員会では、単に委員会内部のみで「策定」の作業を進めるのではなく、常に大阪教区の方々との話し合いの機会を設けながら、「答申」が示すこれからの教化のあり方を検討し具体化する、という姿勢において課せられた業務に当たった。

今回、策定委員会がこのような業務姿勢を採用した背景として、教化体制見直しのために両委員会が、その審議・検討を進める上で踏まえた「基本資料」(『真宗同朋会運動推進のための提言書・資料集』2013年6月・「教区教化体制の検討と見直しのために必要な問題の整理と基本資料の作成」大阪教区教化センター・教区教化点検班2009年6月・「大阪教区教化体制見直しのための審議会の審議結果について」大阪教区教化体制見直しのための審議会/2000年3月『教区通信第99号』)において、継続し、且つ共通して指摘されてきた課題である「教区教化と、組や寺院・教会といった教化の現場との乖離」という、教区の方々からの声があったことを明記したい。

委員会では、この課題の克服という方向性を最大に尊重しながら、委員会による再度の「聞き取り」による現状の声の確かめを行った。頂いた声は実に様々な要望・課題に及ぶもので、当委員会の業務範囲・業務期間を超える課題のご指摘も頂いた。様々な課題やご事情を抱えておられる各組・各教化団体の方々が、当委員会の意向を斟酌され、多忙の中、また遠隔条件にも拘らずご参集頂くことを通して「意見交換」「聞

き取り」の機会を頂戴することができた。それは図らずも、「答申」主文に第二点目として記された「教区においては、適宜支援を行えるように体制を構築し、組や寺院・教会からの意見や要望を十分に聞き取ることも重要な取り組みとなる。」との一文を、当委員会が自ら試み、実行するという機会を賜ったことに他ならず、ここに改めて、ご協力頂いた方々に対して、甚深の謝意を申し上げたい。

当委員会では、以上のような業務姿勢・方途のもとに、「教区会議員懇談会」（2015年3月9日）を開催し、「中間報告」を行った所、議員の方々から大変貴重な、また様々なご指摘を頂戴した。それらの中でも特に、主要な教化単位、即ち「教化センター」「教化委員会」「教区内別院」のワークシェア（住み分け論）を明確にすべき」とのご意見は、教区教化体制全般の見直しとスリム化等の点において、非常に有効な視点となった。この指摘に由来する教化方針の特化の有り様については、『策定ホットライン』第7号において図面に記載させて頂いた。またこの課題を協議する中で、「住み分け」による「連携の欠如」というマイナス面を補う方途として、教化3単位の現場の実務者を交えた「教化検討会議（仮称）」の設置が望ましいと思量を致し、ここに合わせて提示させて頂きたい。

今般大阪教区の方々に提示する新教化体制は、現状の「課題別教化体制」を取り入れながら、第一に、教化委員会の体制としては、

- ① 様々な教化現場をつなぐことを目的とした「組教化推進部」の新設
- ② 教化情報の集約と発信を目的とし、「視聴覚伝道部」「ホームページ部」「出版会議」の統合による「広報・出版部」の新設
- ③ 「研修・講座部」「行事部」の事業の分配と統合促進の課題を組織として具体化した「社会・人権部」の新設
- ④ 青少年4団体の総合性と教化委員会との連携を目的とした「青少幼年部」の新設
- ⑤ 教化委員会の「充て職」問題の解消と教化現場に即した教化事業の総合と調整を目的とした「総合調整局」の新設

という改良点を組み込み、「出向く教化」をその方向性として持つものである。

第二に、教化センターにおいては、「答申」において指摘されていた教化センターの主幹を、「事務主幹」としてその役割を位置づけ、センター業務の掌理に当たることとする。また主幹は、主任会議に出席すると共に、新設の「教化検討会議」に出席

し、その事務に当たることを新たに課す。これにより、センター業務の充実を図ると共に、教区の要望に応じた「研究班の柔軟な設置」等の課題に努める。教化センターは、「教化3単位住み分け論」に見られる「これからの人の育成と教学の深い学び・研究」をその方向性として見定めながらも、教区との連携を志向するものとする。

第三に、教区内別院においては、なによりも別院の持つ「場」の利点を最大に教化面において活用することが望まれていると思慮する。それゆえ、教化の方向性を特化した「教化3単位住み分け論」においては、一般社会に開かれた「入門」的要素をその特徴とする「集まる教化」を示させて頂いた。教区内に留まらず、広く現代社会の動向に視野を向けつつ、別院教化事業を展開すると共に、新設の「教化検討会議」を通して、教化の方向性を見据えた集約をも志向するものとして頂きたい。

以下に審議会「答申」の全文を引用しつつ、「答申」に示された課題への具体的対応策を記し、この対応策を図示した資料を添付する形で「審議最終報告」とさせて頂きたい。

最後に、当委員会の各会議にオブザーバーとして、教区会議長・副議長が参画して頂いた。両氏からは、その都度適切な助言・ご指導を賜った。ここに付して謝意を示す次第である。

《以下、審議会答申の引用を明朝体、策定委員会の提案する対応策をゴシック体で表記》

大阪教区教化体制見直しのための審議会は、大阪教区・難波別院宗祖親鸞聖人750回御遠忌法要を機縁として、時代社会に適応し、かつ真宗同朋会運動をより推進する体制を整えるために、2013年7月26日に設置された。

審議会発足に至る経緯としては、「教区の教化体制全般の見直しがなされ、現体制が発足して早や15年近く経過いたしました。この間、教区の諸事業は当初の願いどおり十分な成果を上げ、また新たな人を生み出してこれたでしょうか。残念ながら各種調査結果を見るまでもなく、教区はその活力を失い、各一般寺院は疲弊し、どの会もおなじみの顔ぶれがほとんどで、新たな人材登用・掘り起こしも十分なされているとは言いがたい、というのが現状ではないでしょうか（教区会議員発議規則案・提案趣旨文から抜粋）」との反省に立ち、2013年度大阪教区会通常会において議員発議による「大阪教区教化体制見直しのための審議会規則案」の提案、議決を経て、大阪教区門徒会通常会での議決をもって設置されたものである。

教区会参事会並びに教区門徒会常任委員会からの推薦を受けて選出された審議会委員は、審議会17回（内、企画部会作業担当者との意見交換会3回）、作業班会議2回を開催し、審議会設置の目的に沿って慎重に審議を重ねてきた。

このたびの答申は、『真宗同朋会運動推進のための提言書・資料集』（2013年6月）や「同朋会運動の推進計画 — 『人の誕生』と『場の創造』 —」（同朋会運動推進に関する委員会・本山宗務所／2012年5月）、「教区教化体制の検討と見直しのために必要な問題の整理と基本資料の作成」（大阪教区教化センター・教区教化点検班／2009年6月）、「大阪教区教化体制見直しのための審議会の審議結果について」（大阪教区教化体制見直しのための審議会／2000年3月）等、これまで審議され、積み重ねられてきた貴重な報告資料を手掛かりとしつつ、さらに当審議会発足前から継続して作業が進められる教化委員会企画部会での教化体制見直しとも連携して情報・意見交換を行いながら、各委員からの意見を取りまとめて作成されたものである。

当審議会での結論としては、第一に、現教区教化委員会体制を一概に否定するものではないということである。2000年に改められた対象別小委員会制から課題別専門部会制への移行、各種諸団体の自主的活動の促進、企画部会での教化全般にわたる基本施策の立案・策定に基づく専門部会・実行委員会での実施等、現在においても十分に効果的な取り組みが見込める体制が既に構築されている。問題は、この現体制に直接的、間接的に携わる者それぞれが十分にそれぞれの役割を把握し、担うことができているということにあり、教化委員会体制・組織のみ徒に再構築したとしても、同様の教化推進に関する課題は何時でも生じてくるものである。ただし、企画部会の

組織上の位置づけと業務の精査、教化委員充て職によるメリット・デメリット、統括的な広報展開、研修講座部をはじめとする業務集中過重の解消等については、具体的に克服しなければならない課題である。

第二には、教区教化推進のための現場からのボトムアップについてである。教区教化が盛んであるということは、教区内1カ寺1カ寺において積極的に教化活動が行われているということであり、そのために教化の共同体である組において活発に意見交換がなされる態勢がとられていなければならない。教区においては、適宜支援を行えるように体制を構築し、組や寺院・教会からの意見や要望を十分に聞き取ることも重要な取り組みとなる。

この二点の結論に伴い、教区教化に関して恒常的に審議ができる環境を整えるべきであること。また、教化の現場となる組、寺院・教会との連携のための連絡協議の場の確保を目指すべきである。

教区教化に関する恒常的審議の環境整備にあたっては、教区教化機関の統理及び教化施策の決定の任にある教区教化委員長が、適宜教化関係機関の代表者や有識者等との間で懇談が行えるように態勢を整えることを提案する。本来であれば、現企画部会が教区教化事業全体を俯瞰し、教化委員会としての事業を展開する役割を果たすべきであろうが、現企画部会ではその態勢が整っているとは言いがたい。よって、教区教化委員長を中心に、教区教化センターや教区教化助成団体、教区内別院を含めて教化事業の運営を把握し、無駄を省いた効率的な教区教化を検討するとともに、現教化体制の課題や問題点、また新たに生じてくる諸課題について、必要に応じて適宜審議ができるようにしておくべきである。

また、教化の現場となる組、寺院・教会との連携のための連絡協議の場の確保については、教区教化組織上の上部組織から教化の現場に対する指示（トップダウン）による働きかけではなく、あくまで現場を支援（トップフォロー）する役割を教区は担わなければならない。このため、教化の現場である寺院・教会、組からの情報や意見をつぶさに掌握し、それらの情報を還元していく機能も併せ持たねばならないと考える。そのためにも、現場を担う推進員同士の交流や教区教化活動へ参画できるよう、教区推進員連絡協議機関の速やかな設置が望まれる。

また、具体的に教化の現場活性化・ボトムアップのためには、次世代の人材育成、「寺族」・門徒並びに男女の平等参画による共同教化、住職を含めた「寺族」の研鑽の場の設定などの課題が出されており、具体的には下記に項目立てて記すこととする。

以上、審議会での結論についての概要を述べたが、下記の項目ごとの問題点、取り組むべき方針を提起する中で、あわせて教区教化センターや真宗学院等のその他教区機関に関しても取り上げた。

もう一点、教区教化に関する審議を進める中で、教区や組の教化事業と財（予算）との間にある課題や問題点がしばしば指摘されることがあった。教化事業に経費を要することは自明の理であるが、その各事業実施経費とは門徒からの浄財が充てられるということであり、各事業に懸けられる願いや責任を十分認識した上で、教化委員をはじめとする関係者は教化に携わっていくべきである。その一方では、教区教化はもとより組の教化事業に関するより一層の予算の透明化や予算自体のスリム化を図らねばならない。

最後に、このたびの審議会審議を進める中で、限定された期間ではあったが、教区内にこのように教区教化全般に関する審議の場が設けられたことは大変有意義であったものと受け止めており、これらの見直し・提起していく場が恒常的に設けられる必要性を強く感じている。

あわせて、教区教化体制が諸規則改正を含めて、今後どのように取り組みが具体化していくかは行政、立法諸機関に判断を委ねることになるが、一人ひとりで支えられる教区教化の観点として、若干の変化であっても事前に教化の現場となる組や各寺院・教会に対して十分なる周知を図るべきであり、あくまで教区教化の主体となる僧侶・門徒一人ひとりの意識改革なくして教区の発展はないとの認識を強く持つべきであることを付言しておきたい。

記

1. 現教区教化体制の課題を踏まえた審議会委員申について

(1) 現教区教化委員会体制における具体的な課題の抽出について

① 企画部会の組織上の位置づけと業務の精査

教化委員会企画部会は、短・中期的教化課題の抽出、基本教化施策の立案、教化施策の策定、教化予算の試算、専門部会委員の推薦、実行委員会委員の選任等、教化委員会の中枢を担う業務を抱えながら、専門部会・実行委員会との十分な連携・連帯がなされていない。組織面においても各専門部会幹事が直接企画部会委員として参画し、教化の現場の要望に即した取り組みを進めるべきである。

⇒従来の企画部会を総合調整局と改め、その構成員に各専門部会の幹事が入ることで、「教化事業の企画および実施の主体」は専門部会であるということが徹底でき、加えて従来の幹事会の位置付けも踏襲することができる形としている。また実行委員会を最長でも3年経過後に解散するとしており、もしその実

行委員会が継続設置が必要と判断した場合、当該専門部会は、その根拠となる事業計画を示して、総合調整局に要請することができるとした。つまり、実行委員会の活動内容を総合調整局が十分に把握できる教化委員会体制となるよう組織している。このような体制のもとで実行委員会は、「専門部会の目的達成」および「出向く教化の実現」に努め、「真の現場である組・寺院・門徒」への働きかけを目指す。

② 教化委員充て職の課題

特定の職にある者を別の特定の職に就かしめる「充て職」には、一定の人が様々な分野の知識や経験を生かし得るメリットがある反面、業務の過重や担うべき業務を十分把握できず受け身的な関わりに終始するといったデメリットも挙げられてきた。「充て職」として関わる役職者の割合を最低限に留めつつ、適所に人を配置できる態勢を整えるべきである。

⇒教化委員の充て職によるデメリットは、企画部会のそれが特に課題となっていた。今回の総合調整局では、従来の教区会や教区門徒会からの充て職を廃止し、各専門部会の幹事6人と教化委員長選定による委員4人の計10人で構成し、総合調整局長は委員の互選によって定めるとした。

③ 包括的な広報展開

これまで、教化教材の制作業務を担う視聴覚伝道部、ホームページ等のメディアを活用した教化に携わるホームページ部、教区出版物を統括的に製作、頒布奨励する出版会議が、企画部会との連絡を取りつつ、それぞれが独自に企画を立てて様々な広報活動を行ってきた。今後は実行委員会等の組織を維持しつつも、大阪教区が発信する広報部門として一つにまとめ、教区教化の情報周知を図るとともに、ブロック、組、そして1カ寺といった教化の現場の取り組みを紹介して、教化情報が相互に行き交い、伝播していくような統括的な広報活動が行われることが望ましい。また、都市開教、次世代開教に向けた取り組みや、一般社会に対する発信も今後の広報活動の課題である。

⇒専門部会「広報・出版部会」を新設し、ホームページ部、出版会議、視聴覚伝道部の機能を集約する部門とした。「広報・出版部会」は同じく新設する「組教化推進部会」【(2)-③にて説明】とともに、コーディネート部門として包括的な広報を担っていき、情報の収集と発信、ニーズに応えた教化教材の制作を担う。

④ 難波別院を中心拠点とする教化とともに出向く教化へ

これまで教区の多くの教化事業は難波別院を会場として行われており、交通手段等の事情により参加しにくい方も多く、教区と組、寺院・教会との乖離を憂う声もある。今後は組や寺院・教会等（僧侶・門徒）の声をよく聞き、ブロックや組に出向いて現場での教化活動や各寺院・教会等の同朋の会結成と活性化を支援していくことが望まれる。

⇒「教化3単位住み分け論」【(3)-①にて説明】に基づき、教化委員会専門部会に「組教化推進部会」を新設する。この「組教化推進部会」は、各組・各寺院、ときには各ブロックなどに「出向き」、それぞれ現場で抱えている課題や声を丁寧に聞き取り、教化委員会はもちろん教区教化検討会議【(3)-①にて説明】にもその報告を行い、組と教区をつなぐ役割を担っていく。このことにより、例えば、ある組に人権学習の取り組みに関するニーズがあった場合、人権学習に係る実行委員会の委員を派遣（出向く）するなど、現場のニーズに応じた具体的な支援ができると考える。

⑤ 研修講座部をはじめとする業務集中過重の解消、教化組織再構成

先の教化体制の見直しにあたり、対象別小委員会制から課題別専門部会制への移行が図られたが、研修講座部をはじめとする専門部会で担う事業が年々増加している傾向がある。いずれも重要な事業であることに異論はないが、改めて教区で行うべき事業としての線引きを行い、社会部や広報部、青少幼年部の設置を見据えた組織再構成を検討すべきである。なお、社会部においては、これまで教区教化として取り組まれてきた人権学習に関する事業とあわせて、「ボランティア推進会議」が担ってきた事業や「原発に依存しない社会の実現を目指す委員会」が取り組んできた事業を統合し、対応していくことを提案する。

⇒答申の示す課題への対応として、以下の組織改編を行う。専門部会「社会・人権部会」を新設し、いわゆる社会問題や人権問題に取り組む実行委員会（現状6つの実行委員会）をすべて所管し、「ボランティア推進会議」もその取り組みの根底には共通する課題があると考え、「社会・人権部会」所管の実行委員会として、他の実行委員会との課題共有・連携を図る。このことにより、「社会・人権部会」内における事業統合を促進しやすい環境を整える。

この他、専門部会「青少幼年部会」を新設し、青少年4団体との連携を促進し、従来研修・講座部が所管してきた「青少年活動に学ぶ実行委員会」の取り組みを移管するなど、教化組織再構成により業務集中過重の解消を図っている。

なお、「原発に依存しない社会の実現を目指す委員会」は、教区会・教区門徒会にて議決された「原発に依存しない社会の実現を目指す委員会規則」によって設置されている。このため「原発に依存しない社会の実現を目指す委員会」委員とも協議を行った結果、教区会・教区門徒会によって設置されているこれ

までの経緯の重みを受け止め、これを教化委員会に移管するのではなく、従来どおりの在り方としている。

⑥ 教区教化センターに関する課題

「真宗同朋会運動推進に必要な研究、調査及び点検並びに教化を推進する人材の育成を行う」（「大阪教区教化センター規約」第1条）という目的を達成するため、4点を具申する。①「教区における教化情報の窓口として整備する」。この点においては、教務所・難波別院の職員の配置を考慮する必要がある。②「主幹の位置づけを明確にする」。教化センター業務を掌理するポストを常勤の職員として定めるべきである。主幹には特別な教学者を招聘するのではなく、内部の事務職をもって充てることを提案したい。③「研究班の設置について検討する」。研究班を固定化せず、必要に応じて研究班を設置するなど柔軟な対応をとるべきではないか。④「センター運営委員会業務を見直す」。運営委員の数を半減することにより委員会をスリム化し、教化委員会との十分な連携をとり、教化情報の共有化を図るべきである。なお、運営委員には実質、教区会参事会員が充て職として就任しており、立法府である教区会から選出された参事会員が予算執行を伴う運営の面において全員で責任ある職につくことは、再考しなければならない課題であると思われる。

⇒策定委員会では、教化センターに関わってきた方々やセンター運営委員会との協議を経て当委員会が志向している内容を以下に示す。

- ・「教化3単位住み分け論」に基づき、「教育・研究」による「これからの人の育成」を主眼とする教化センターの教化を目指す。
- ・答申の示す「内部の事務職によるセンター主幹」ということについては、各方面との意見交換を行う中で、やはり教学者をセンター主幹に置くべきであるとの意見もあったが、答申内容を尊重し、内部の事務職をもって主幹とする。
- ・研究班の主任会議のメンバーに主幹を入れ、研究業務を掌理できる形とする。
- ・センター運営委員会の実動性を確保するために、現在定数15名を9名に減らし、内訳としては教区会議員充て職を5人から3人に、総合調整局（現企画部会）充て職を5人から3人に、学識経験者を5人から3人にする。

⑦ 真宗学院に関する課題

教区が運営する大切な学事施設である真宗学院は、当然宗派「真宗学院規程」、「大阪真宗学院規則」に基づき運営されていかなければならない。その運営には、より多くの教区人が関わるべきであり、教職員の特に指導の選任にあつ

ては、適性等を十分考慮の上、任期に関しても配慮を怠らないように注意しなければならない。大阪真宗学院もその設置から30年以上が経過し、運営方法も再考すべき時が来ているのではないか。

⇒「答申」においても、また教区会議員懇談会冒頭においても重ねて「指導の選任」「運営方法の再考」が指摘されていた。これを受け、策定委員会として、学院指導会議において直截にこの旨を伝え、席上、指導全員一致で辞し、後任を学院長に一任することとした。早速、学院長による新たな指導を選任いただき、その後真宗学院運営委員会の協議により、申し合わせ事項として、「再任は最長3期（9年）」までを設け、且つ「運営委員会の業務内容とその履行」を確認している。

⑧ 青少幼年活動に関する課題

青少幼年活動における大きな課題は、長年にわたる人材不足にあると言われてきた。その原因には、教区内において青少幼年活動内容への理解の低さとともに、青少年団体からのアピールの不足が考えられている。一例として、全寺院発送での案内チラシ等の同封を行っても教区の若手に伝わりにくい現状がある。現在、青少年4団体（大阪教区大谷スカウト連合協議会、大阪大谷青年会、大谷派大阪教区児童連盟、真宗大谷派大阪教区仏教青年会連盟）での自主的・自立的な活動と教化委員会研修講座部「青少年活動に学ぶ実行委員会」での各組の現場に出向いていく活動が教区内での動きとなっているが、各団体間及び教区教化委員会の連携をこれまで以上に深める必要がある。さらに現在活動を担っている一人ひとりにおいても、今後の青少幼年活動に対して新たな展望を持つべき時機を迎えているとの課題を受け止めるべきである。

⇒青少幼年教化に関する課題については、青少年4団体との懇談の場を持つなどし、協議を深めてきた。策定委員会では、まずは青少年4団体相互の連携、あわせて青少年4団体と教区教化委員会との連携のための場を整えることが、教区挙げての青少幼年教化をより促進するための第一歩と考える。ついでには、教化委員会に専門部会「青少幼年部会」を新設し、ここに青少年4団体でそれぞれ選ばれた人に入ってもらい、現在教化委員会内で青少幼年教化に携わっている「青少年活動に学ぶ実行委員会」もここに移管する。

加えて「教化3単位住み分け論」に基づく「大阪教区教化検討会議」においても、その構成員に「青少幼年部幹事」を入れている。これは、例えば新設する「組教化推進部会」とのつながりの中で組の青年会等との連携ができるような展開を期待するものである。

(2) 教区教化推進のための現場のボトムアップについて

① 教区の役割と1カ寺1カ寺の活性化

教区教化といってもそれは教化の現場である1カ寺1カ寺が主役であり、その1カ寺を支えているのは、一人ひとりの門徒である。教区の役割としては、1カ寺1カ寺の教化をバックアップし、門徒の一人ひとりへ届く教化が求められる。これまでのトップダウンの体制からボトムアップへと変わっていくことが教化の現場である1カ寺の活性化であり、教区全体の活性化でもある。

⇒(2)－③に示す「組教化推進部会」の活動の中から現場の声を収集し、教区教化委員会ができるだけニーズに応じた教化施策を打ち出していくことで現場を支援する。また、(2)－④に示した教区教化委員会において既に行われている「子ども同朋唱和講習会」や「同朋の会推進サポート」などの「出向く教化」の取り組みを、組教化推進部会や広報部会のコーディネートにより、これまで以上に教区に浸透させ、寺院の活性化をサポートする。

② 次世代の人材育成と登用

「同朋会運動推進計画」にも「人の誕生を期す取り組み」、「聞法者を育む場の回復」の重要性が確認されている。現在の教化体制の中では青少年世代の関わりが希薄であることが大きな課題であり、次世代への情報の伝達や世代を超えた交流を通しての教区教化への参画が求められる。また、兼職化が進み、教師であっても学び直す場を持つことが教区教化の人材育成の課題である。

⇒前段の課題については、(1)－⑧に示す青少幼年部会の中で課題として取り組んでいく。後段の課題については、(3)－③に示すように、教化センターが主眼とする「教育・研究」による「これからの人の育成」を「教化3単位住み分け論」に基づき取り組んでいく。

③ 組を基軸とした教区教化

組を基軸とすることはかねてより様々な場において提唱されてきた。現状、難波別院を会場とする中央集中型の教化が主流であり、教区と組が乖離していることは否めない。「教えに遇う場の創造」は、門徒の一人ひとりの上にあるべきことであり、組という地域社会へ発信してゆくトップフォロー型の教化が求められている。教区は各組の教化委員会との連携や各組間の連携を図り、出かけていく教化活動を推進することで現場の課題や情報を吸い上げることができ、より一層幅の広い教化が期待できる。

⇒トップフォロー型の教化のためにまず一番大切なことは、現場の声を聞き、

現場の抱える課題やニーズをつぶさに知ることである。そのために教区教化委員会に専門部会「組教化推進部会」を新設する。組教化推進部会は、各組に出向いて意見を聞き取ることをメインの仕事とし、組と組、また組と教区の橋渡し役となる部会として志向している。その活動の中から各組や寺院に必要な支援はなにかを模索し、教区教化委員会の施策に反映させたり、また、他組における参考例を示したり、他組との連携を促すなど具体的な支援のためのコーディネートを行う。

④ 「寺族」・門徒の共同教化

まずは、寺院・教会に門徒や一般市民が気楽に入って来られる場づくりをするにはどうすれば良いか。「寺族」と門徒が共同で企画することにより、参画によるつながりが生まれ、自分たちの場を感じることができるとでないか。また、法話を行うだけでなく、座談会（寄合談合）の場を設けて、お互いが語り合う中で聞法していく必要があるのではないか。また、宗祖御遠忌法要事業の「私の組通信（各組壁新聞）」に倣って、各組の年間行事を公表する壁新聞作りを「寺族」・門徒共に制作する場を持つことができれば、組内の交流につながり、門徒の声も反映される共同の教化の場となり得るとではないか。いずれにしても、まずは現場の声を聞くこと、そして教区からの支援、協力が必要になってくる。

⇒教区教化委員会に新設する組教化推進部会が各組教化委員会との意見交換を行う中で、組教化委員会に門徒の方々に積極的に参画していただくように各組に促し、また門徒の方々の共同参画が積極的な組の例を紹介するなどの取り組みを進める。また、座談会を設けるということについては、現在教区教化委員会の中で既に行われている事業として、研修・講座部の「同朋の会推進サポート」があり、「同朋の会推進実行委員会」の委員が実際に組や寺の現場に出向き、座談会のサポートなどを行っている。まだ始まったばかりの事業であるが、新設される組教化推進部との連携の中で、さらにこの取り組みを教区全体に浸透させていきたい。

⑤ 男女平等参画による共同教化

今まで、女性はいつも教化の対象としてのみ組織されてきた歴史があり、宗門の構成員として決定の場に参画することができない時代が長く続いた。近年ようやく「男女両性で形づくる教団をめざして」ということが課題となっている。共に参加していても、役割分担をしたままでは意味がなく、互いの声をきちんと聞くという平等参画のあり方を目指すべきである。男女が平等に参画する場において教化活動が企画され、共に学びあっていく場づくりが願われている。それは、各寺院・教会並びに各組における平等参画も点検されるべきこと

といえる。

⇒男女両性が平等に参画する社会あるいは教団の実現のためには、この課題の根底にある問題に関する十分な認識が必要であると考え。それは自我的主体である人間は、それが女性であれ男性であれ、他の性を利用あるいは排除するという主我的自己中心的なあり方を有するという問題である。しかし主我的であるがゆえに、人間はこの有り様になかなか気づくことが出来ない。教団が「男女両性で形づくる教団をめざす」方向性を打ち出した背景には、教法の聞信こそが、このような人間の有り様を照らし出し自覚をもたらす確かな契機であるとの領きがあると考え。

策定委員会としては、何よりも教化体制の人事面において配慮を行っていくことから始めるべきであると考え。具体的には、新設する組教化推進部会などを通して、各組教化委員会や、新しく設置を目指されている「大阪教区推進員連絡協議会」【P16（報告事項）にて説明】等に積極的な女性の参画をお願いしていく。また教化体制全般に、この課題が浸透していくためにも、総合調整局が女性参画の方針を打ち出すべきであると考え。

⑥ 都市化・過疎化・少子高齢化への対応

都市化の中で、門徒が散在、減少している状況であっても、寺院・教会を超えて、門徒同士の交流が行われているところもある。この状況下において、都市部では不特定多数の人々が気軽に立ち寄って、仏教に触れたり、現代の課題について語り合ったり、また悩みの相談などができる場が開かれることが望まれている。その意味では、難波別院は特に良い立地条件にあるといえる。

過疎化の問題は深刻であるが、一方で危機感が鮮明な分、教化に真剣に取り組まれている第27組の活動の例がある（『南御堂』新聞・2014年2月号掲載）。これは、都市化の問題とも共通するものであり、教区全体にもモデルとなる取り組みである。

少子化の問題には、生まれてきた子どもをみんなで祝う「初参式」、生まれた喜びを確かめる「誕生会」なども大切な取り組みである。それによって若い両親、親族が寺に足を運ぶ機会となり、また子育てにおける交流の場にもなる。

高齢化に関しては、一人暮らしの老人が増える中、一人ひとりに寄り添う、丁寧な関係性を持つことが望まれている。また、寺を開放したケアと交流のオープンスペースができていくことにも期待したい。

都市化・過疎化・少子高齢化といった大きな課題にあたっては、丁寧に現場の声を聞いてサポートする教区のあり方が模索されていかねばならない。

⇒都市部に求められる「仏教に触れる場」については、現在でも教区教化委員会や難波別院の公開講座などあるが、より多くの方々にアピールする必要がある

る。2019年に完成を目指す難波別院の新御堂会館では、コンセプトを「門」と掲げ、山門の役割の他、入出二門つまり仏教入門の入口と位置付けている。難波別院では、宗門内の関係学校と連携することで、大学の特別授業を新御堂会館で行うなど、これまで以上に一般市民との接点を見出していく計画がたてられている。

また、都市化、過疎化、少子化、高齢化などの問題について、新設される組教化推進部会が現場の声をつぶさに聞き取り、個別の課題に応じて同様の課題を抱えた組同士の情報交換を促したり、他の教区や組で行われている教化モデルを示すなどのサポートが考えられる。そしてこれらの取り組みについて「教化3単位住み分け論」に基づき、大阪教区教化検討会議によって情報交換がなされ、より効果的な教化施策が検討されていくことが望まれる。

(3) 教区が果たすべき役割について

① 「教区教化委員長懇談会」の開催

教区教化全体の現状を踏まえ、教区教化の方向性や特化すべき課題について適宜審議が行える環境を整備すべきである。その審議の場の確保にあたっては、教区教化を統理する教区教化委員長が教化関係機関の代表者や有識者等との間で協議・懇談を行うため、審議のメンバーを固定せず、教化委員長の判断により随時メンバー構成や審議内容を定めて、継続的に審議を行っていくべきであると提言する。教区教化委員長の下に各種審議を進めることにより、教区教化が教化の現場である組、寺院・教会と教区教化委員会との十分な連携によって成り立つことを推進、点検し、大阪教区全体における同朋会運動の展開を図ることを目的とする。なお、その懇談会には、単に教化組織の代表者のみならず、門徒や女性が教区内の広い範囲から参画できる環境を整えるべきである。

⇒答申の提言する「教化委員長懇談会」については、教区教化全体の現状を踏まえ、教区教化の方向性や特化すべき課題について適宜審議が行える環境を整備することが背景にあったと思慮する。そこで策定委員会では、「大阪教区教化検討会議」の新設を考えた。その理由は、まず大阪教区の教化機関は、その特性を大きく3つ(3単位)に分けることが出来ると考えた。まず一つ目は、「場」を生かした一般社会に開かれた教化としての「別院教化」、二つ目は、組・寺院・門徒という現場のサポートという新たな方向性を持つ教化委員会の「出向く教化」、三つ目として教育・研究によるこれからの人の育成を主眼とする「教化センターの教化」である。これまで必ずしも明瞭ではなかった、これら教化3単位の方向性を「住み分け」することで、それぞれの教化機関がより総合力が発揮できると考えた。加えて、これら3機関が常に連絡し合い、情報の共有が行える場が必要であり、それが「大阪教区教化検討会議」である。

例えば、各組から寄せられた要望に応える際、どの機関が最もふさわしいのかなどを話し合い、互いに住み分けることで、これまで以上に緻密に現場の教化を支えることを目的とする。この考え方は、答申に謳われていた、「教区教化全体の現状を踏まえ、教区教化の方向性や特化すべき課題について適宜審議が行える環境を整備すべき」にも合致すると思慮する。

② 教化の現場となる組、寺院・教会との連携のための連絡協議の場の確保

教化の現場における教化の停滞の大きな原因として、組をはじめとする現場間の情報交換不足があると考えられる。したがって、教区内ブロックや近隣組等といった関係を十分に活用し、組を単位とした様々な教化組織、現場間の連絡協議の場の開催を促進し、組やブロック毎の教化活動の振興を支援する。具体的には、教区教化委員会組織内に各組・ブロックとの連絡や調整を行う部門を設置し、一時的な対応ではなく常に教区と教化の現場との情報交換のパイプを確保すべきである。

⇒(2)－③に示す「組教化推進部会」が組間交流の場を設定する。例えば、近隣の組の交流や、同じ課題を抱える組同士の交流、また、既存のブロック（市内・北摂・北河内・中河内・和泉・大和）を利用した交流会などが考えられるが、「組教化推進部会」の活動の中で、臨機応変に場の設定を行い、情報交換のパイプを確保する。

③ 住職を含めた「寺族」の研鑽の場の設定

各種入門講座の実施や次世代を対象とした講座の開催が望まれる現在、教区・組における対応を実現するための施策として、住職を含めた「寺族」の新たな研鑽の場が必要であると考えられる。教区内各現場における小規模な研鑽の場を教化委員会及び教区教化センターが支援する。

⇒まずは、教区教化委員会において、住職を含めた「寺族」の研鑽の場を設定することを提案する。例えば、名古屋教区の教化委員会においては、「住職研修」という事業があり、毎年「就任〇〇年目の住職」という対象枠を設けて研修会を行っている。このような事業をぜひ大阪でも定期的に行っていただきたい。例えば、新任の住職を対象としたり、兼職の住職を対象とするなど、さまざまな形が考えられる。なお、教区教化委員会では、今年度「男女の平等参画を考える実行委員会」がお寺に入ったばかりの若坊守を対象とした研修会を行っている。

報告事項

2014年9月26日付で「大阪教区同朋の会推進員連絡協議会（大推協）」から教区教化委員長宛に「大阪教区推進員連絡協議機関の発足」について要望書が提出された。概要は以下のとおりである。

- ・大推協は、組推進員連絡協議会（組推協）が出来ている組が少ないという背景もあり、個人参加の団体であった。
- ・そのため、教区内の推進員同士の繋がりが広がらないという課題があった。
- ・会員の入れ替わりが少なく、高齢化により事業継続が困難になってきている。そのため近畿連区推進員連絡協議会の当番も「全推進員の集い」スタッフ会議の協力を得て、何とか努めることが出来た。

以上、これらの内容に加えて、近畿連区の各教区でも、組推協の代表者による連絡協議会が設立されていることに鑑み、大阪教区でも同様の組織の発足を念願し、大推協は解散に至っている。

この要望書を受ける形で、2016年4月に「全推進員の集い」スタッフ会議をベースに検討委員会がスタートした。そして協議が進む中、同年7月には、いよいよ連絡協議会発足に向けた準備委員会が設立され、現在は団体規則など具体的な検討に入っている。

策定委員会としても、推進員はあくまでも各寺院・教会における同朋の会を推進することが最大の目的であるが、同じ組や教区に所属する推進員同士が課題を共有する場を持つことで、寺院・教会における活動が活性化されていくことを期待する。

《大阪教区教化体制策定委員会ならびに関連会議の開催状況》

2014年

5月2日(金)	第1回会議
5月19日(月)	第2回会議
5月28日(水)	第3回会議
6月18日(水)	第4回会議
6月30日(月)	第5回会議
7月24日(木)	第6回会議
7月28日(月)	第7回会議(教化センター関係者との懇談会)
7月30日(水)	正副組長会にて進捗報告
8月4日(月)	第8回会議
9月9日(火)	第9回会議(青少幼年教化関係者との懇談会)
9月10日(水)	第10回会議(原発に依存しない社会の実現を目指す委員会との懇談会)
10月3日(金)	公聴会開催
10月17日(金)	第11回会議
10月29日(水)	第12回会議
11月4日(火)	組教化委員長懇談会における報告及びブロック別懇談
11月20日(木)	全推進員の集いスタッフ会議での進捗報告・意見交換
11月21日(金)	第13回会議
12月1日(月)	第14回会議
12月15日(月)	第15回会議(教区教化委員会各実行委員会との懇談会)
12月17日(水)	第16回会議
12月18日(木)	全推進員の集いスタッフ会議での進捗報告・意見交換
12月19日(金)	第17回会議(教区教化委員会各実行委員会との懇談会)
12月24日(水)	第18回会議
12月26日(金)	第19回会議

2015年

1月9日(金)	第20回会議
1月15日(木)	第21回会議
1月23日(金)	同朋の会推進実行委員会での進捗報告・意見交換
2月10日(火)	第22回会議
2月16日(月)	第23回会議(青少年4団体代表者との懇談会)
2月18日(水)	第24回会議
2月23日(月)	第25回会議

3月5日(金)	第26回会議
3月9日(月)	教区会議員懇談会において中間報告素案提出
3月26日(木)	第27回会議
6月1日(月)	第28回会議
6月12日(金)	第29回会議
7月7日(火)	第30回会議
7月28日(火)	第31回会議
8月21日(金)	第32回会議
8月27日(木)	第33回会議
9月9日(水)	第34回会議
9月24日(木)	第35回会議
9月28日(月)	第36回会議
10月7日(水)	第37回会議
10月13日(火)	第38回会議
10月22日(木)	第39回会議
11月～翌1月	教務所にてこれまでの素案を現場担当者に聞き取り調整

2016年

2月12日(金)	委員長・副委員長と調整後素案について検討1
2月29日(月)	委員長・副委員長と調整後素案について検討2
3月28日(月)	委員長・企画部長と調整後素案について検討
4月11日(月)	第40回会議
6月1日(水)	第41回会議
6月16日(木)	第42回会議
7月19日(火)	第43回会議
7月21日(木)	教区会通常会にて住み分け論原案について委員長報告
7月22日(金)	教区門徒会通常会にて住み分け論原案について委員長報告
8月25日(木)	正副議長から住み分け論原案について意見聴取(委員長)
9月23日(金)	第44回会議
9月30日(金)	教化委員会総会にて住み分け論原案報告・懇談
10月7日(金)	第45回会議(教化センター運営委員会との懇談会)
11月4日(金)	第46回会議
11月17日(木)	第47回会議
12月6日(火)	第48回会議
12月26日(月)	第49回会議

2017年

1月16日(月)	第50回会議
1月20日(金)	第51回会議(正副議長と意見交換)
2月6日(月)	第52回会議(正副議長と意見交換)
2月17日(金)	第53回会議
2月22日(水)	教区会臨時会にて最終報告書提出
2月23日(木)	教区門徒会臨時会にて最終報告書提出

《各組巡回実施状況》

2014年12月4日(木)	第2組
12月5日(金)	第12組
12月8日(月)	第14組
12月9日(火)	第6組
12月10日(水)	第22組
12月10日(水)	第23組
12月11日(木)	第5組
12月12日(金)	第11組
12月13日(土)	第9組
12月15日(月)	第3組
12月16日(火)	第24組
12月17日(水)	第1組
12月17日(水)	第17組
12月18日(木)	第7組
12月19日(金)	第10組
12月22日(月)	第19組
12月22日(月)	第21組
12月25日(木)	第4組
2015年1月16日(金)	第15組
1月19日(月)	第18組
1月21日(水)	第27組
1月26日(月)	第13組
3月15日(日)	第8組

大阪教区教化体制策定委員会名簿

所属	役職	氏名	備考
第2組佛足寺	門徒	細川 克彦	副委員長
第3組受念寺	門徒	田口 タズ子	
第5組永照寺	住職	森川 善照	
第9組昭徳寺	住職	山口 知丈	委員長
第12組清澤寺	住職	澤田 見	
第15組西稱寺	住職	宮部 渡	
第17組徳因寺	住職	稲垣 直来	
第17組法観寺	住職	廣瀬 俊	
第19組光圓寺	坊守	小松 幹子	
第20組安樂寺	坊守	上本 賀代子	